

都市公園制度制定 150 周年記念公園施設登録

1. 趣旨

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

都市公園は、明治6(1873)年1月15日の公園開設に関する太政官布達第16号以降、社会経済情勢の変化や国民のニーズ等を踏まえ、時代の要請に応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化し牽引する役割を担い、市民とともにあるべき空間を追求してきました。

「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録」は、都市公園制度制定以降150年に亘る長い歴史の中で、都市公園が国民の暮らしやライフスタイルを投影しながら果たしてきた役割を振り返り、これらを象徴し、かつ現存する公園施設を登録の上、先人が築いてきた公園整備のプロセスや市民とのかかわりの歴史としてこれらの公園施設の事跡を記録し、広く国民に周知するとともに次世代に伝えることを通じて、都市公園に対する関心の喚起や意義等の再認識を促し、都市公園の更なる発展に寄与することを目的としています。

2. 登録の基準

時代の潮流のなかで都市公園が果たしてきた機能・役割を象徴し、今にその姿をとどめている公園施設を対象とし、下記に示す登録基準のいずれかに該当する都市公園における公園施設で、整備当時のものが現存する施設^(※)。(改修・修繕等を行ったものも含む。施設整備後の期間の長短は問いません)

※都市公園法に基づく公園施設を対象とします。但し、資料館・展示施設等、建築施設は除きます

※国の指定等文化財、都道府県や市町村の指定文化財は除きます(都市公園全体が文化財保護法に基づく史跡や名勝に指定されている場合も除きます)。

※宗教的活動や行事に係る施設は除きます

(1) 都市公園制度制定後の節目となる制度に基づき整備された都市公園において、当該制度の趣旨に関する事跡を伝える施設又は整備当時の機能等を今も残す施設

【節目として対象となる公園制度例】

- 太政官布達第16号
- 市区改正条例
- 旧都市計画法
- 関東大震災の震災復興事業
- 公園計画標準
- 東京緑地計画と防空緑地制度
- 戦災復興土地区画整理事業
- 国営公園制度

(2) 都市公園が時代の要請やニーズに応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化するなど、都市公園が果たしてきた役割・機能を象徴し、一地域にとどまらず複数地域の都市公園で整備された施設

① 施策公園における象徴的な公園施設

時代の要請やニーズへの対応として実施してきた施策事業を対象に、その役割を象徴的に表している施設。なお、各々の施策事業開始から3年程度の範囲で整備された先駆的な取り組みを対象とします。

② その他

○施策事業によらず全国的な広がりを見せた公園施設

児童の遊び場、交通知識の習得、スポーツ・レクリエーション、防災、健康・福祉、賑わい創出、地域活性化などの目的を象徴的に表す公園施設。

(3) 国家的なイベントの会場、重要な事業、災害被害等の復興祈念の場となった都市公園において、イベントや事業、復興等の事跡を象徴する施設

【対象となる項目例】

○国家的なイベント会場となった公園においてその事跡を象徴する公園施設

・国として開催を決定したイベント

(オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等)

・国として定期的に開催するイベント

(全国都市緑化フェア、国民体育大会の会場となる公園施設(1巡目開催を対象))

○国際交流に係る公園施設

・国際交流の一環で整備された公園施設

○災害被害等の復興祈念に係る公園施設

・戦争や災害被害の教訓、並びに被害からの復興や平和の祈念に関する理解を促す一環で整備された公園施設

3. 登録の手順と体制

3.1 検討体制

本登録集の検討は「都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会」(以下、「推進委員会」)の中に「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議(以下、「有識者会議」)を設けて実施した。

3.2 作成手順

登録公園施設集の検討は以下の手順で行った。

① 都道府県・政令市より、管理する都市公園のほか、管内の市町村が管理する都市公園も候補の選出を依頼した。(5候補を上限)

申請期間 令和5年9月13日(水)~11月10日(金)

② 有識者会議において、登録基準に基づき、候補施設のリストを整理し、登録公園施設集登素案を作成した。

③ 有識者会議及び推進委員会での意見に基づき必要な加筆修正、施設内容の確認等を行い、登録公園施設を決定し、登録公園施設集として編集した